

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	納骨堂及び火葬場の廃止の許可		
根拠例規及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 10 条第 1 項		
所 管 部 課 名	環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市納骨堂等の経営の許可等に関する規則（平成 24 年規則第 号）第 4 条	
	基 準	<p>次の事由に該当するとき。</p> <p>○多治見市納骨堂等の経営の許可等に関する規則</p> <p>第 4 条 第 2 条の規定により、納骨堂等の経営、施設の変更又は廃止の許可に係る申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査の上、許可の可否について決定し、納骨堂、火葬場に係る経営等許可書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>（同規則関連条項）</p> <p>第 2 条 法第 10 条第 1 項に規定する納骨堂又は火葬場（以下「納骨堂等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、納骨堂等経営許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p> <p>（4）略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第 10 条第 2 項の規定による納骨堂等の廃止の許可を受けようとする者は、納骨堂等廃止許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）納骨堂等を廃止しようとする理由を記載した書面</p> <p>（2）納骨堂等の敷地の所在地番及び地目の変更があったときは、土地又は建物の登記事項証明書</p> <p>（3）改葬を必要とするときは、その完了を証する書類</p>	
	設定年月日	平成 19 年 10 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～30 日程度（注：休日は含まない。）	
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分機関 ～30 日</p>	
	設定年月日	平成 19 年 10 月 1 日	最終変更年月日
備 考			